

○豊中市伊丹市クリーンランド自動車駐車場使用料条例

制定 令和元年12月3日 条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、クリーンランド第一駐車場（伊丹市岩屋2丁目136他に設置された自動車駐車場をいう。）及びクリーンランド第二駐車場（豊中市原田西町10に設置された自動車駐車場をいう。）（以下「駐車場」という。）の使用料（以下「駐車料金」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(駐車料金)

第2条 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する普通自動車に係る駐車料金の額は、駐車時間が30分以内の場合は無料とし、30分を超える場合は30分までごとに100円の範囲内で組合規則で定める額とする。

2 道路交通法施行規則第2条の表に規定する中型自動車に係る駐車料金の額は、駐車時間が30分以内の場合は無料とし、30分を超える場合は1回（入場又は開場時間から出場又は閉場時間までのうち駐車時間の短いそれぞれの区分をいう。次項において同じ。）1,500円とする。

3 道路交通法施行規則第2条の表に規定する大型自動車に係る駐車料金の額は、駐車時間が30分以内の場合は無料とし、30分を超える場合は1回3,000円とする。

4 前3項の規定にかかわらず、管理者は、災害その他特別の理由があると認める場合は、駐車料金を徴収しないことができる。

(駐車料金の徴収)

第3条 駐車料金は、自動車が出場するときに徴収する。

(駐車料金の減免)

第4条 管理者は、公益上その他特別の必要があると認めるときは、駐車料金を減免することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、組合規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。